



4足監発第858号
令和4年8月26日

足立区長 近藤 やよい 様

足立区監査委員	綿谷 久司
同	野作 雅章
同	伊藤 のぶゆき
同	小泉 ひろし

令和3年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、
令和3年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付
して提出します。

令和3年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和3年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和4年7月25日（月）から8月26日（金）まで

3 審査の基本方針

令和4年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和3年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行った。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 監査委員意見

(1) 契約関係事務の適正確保に向けて

内部統制の運用上の重大な不備ありと評価された契約関係事務における、①法令等に照らして不適切な特命随意契約の実施、及び②競争入札における不適切な予定価格の設定については、自治体にとって業者選定における基本的要請である公平性、公正性、及び経済性を損なうものである上、庁内の多くの部局において、慣行的に行われてきたことから、契約業務への信頼性を損なう問題であった。

しかし定期監査による指摘後、速やかに不適切な「内規」を廃止し、評価基準日後になったものの、随意契約ガイドラインを策定するとともに、予定価格設定の適正化に向け契約課が調整機能を発揮するなどの改善措置が執られ、その効果が見え始めている。今後、各所管課の契約担当者に対する意識改革、教育の強化等、内部統制環境の整備を通じた運用面での更なる改善に期待する。

(2) 個人情報の適切な管理について

全庁的な内部統制の評価においては、庁内職員による個人情報管理の適正の確保を念頭に評価を行っている。しかし、区が多岐にわたる業務を外部委託している状況においては、区が、業務委託先に対して、個人情報の保護に関し適切に管理・監督を行っているかどうかについても責任を負うことは言うまでもない。

情報処理業界において、業務の一部を再（再々）委託することが常態化していることもあり、個人情報に係る事故事案は委託事業に関して発生しているケースが多く見受けられる。

このような現状を踏まえると、業務委託契約における個人情報保護に関する規程を全庁的な内部統制の評価項目として位置づけ、区が再（再々）委託先に対して、個人情報保護に関して実効性ある管理が可能な規程内容になっているかどうか評価することが重要である。

その上で、個々の業務委託所管部署において、規程の内容を確実に実施、運用することにより、個人情報の適切な管理に努めていただきたい。

令和3年度足立区内部統制評価報告書審査意見（附属資料）

審査結果の詳細

1 内部統制の評価手続きの検討

(1) 全庁的な内部統制の評価手続きの検討

局 区長 （内部統制評価部） による評価手続き	<ol style="list-style-type: none">1 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務2 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「総務省ガイドライン」という）により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づいて、規程等の整備状況及び取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを評価
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none">1 審査の方法 全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下の資料及びヒアリングで審査<ul style="list-style-type: none">・ 足立区内部統制基本方針・ 足立区リスク評価実施手順・ 庁内通知文書・ 内部統制評価報告書附属資料2 審査の結果 評価期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の取組みの確認状況について審査した結果、評価手続きは適切に実施されていると判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続きの検討

ア リスク評価シートによる評価手続き

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区長（内部統制評価部局）による評価手続き</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し、自己評価 2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか評価 3 整備上及び運用上の不備があった事務については重大な不備に当たるかどうかについて評価
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の方法及び審査の結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査の方法 各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区リスク評価実施手順 ・ 足立区版リスク一覧 ・ 財務に関する事務の事務フロー図 ・ 全所属のリスク評価シート ・ リスク評価実施に関する庁内通知文書 2 審査の結果 以下により、評価手続きは適切に実施されていると判断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策を整備した上で自己評価を行っていることを確認 (2) 事故・ミス発生状況や、継続的モニタリングの必要性を考慮した内部統制評価部局による独立的評価が実施され、その過程で障がい者福祉手当の誤支給に関する運用上の不備が把握されたことを確認 3 今後の評価報告書の改善に向けて <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己評価結果の明示 各所属による業務の内部統制自己評価の状況の把握・分析を効率的に進めるため、各所属による自己評価結果を整理表にまとめて報告書に記載されたい。

イ 事故・ミス発生状況に関する評価手続き

局長（内部統制評価部）による評価手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 リスク評価対象外事務で令和3年度に発生した事故・ミス21件について、事故の概要、発生原因を確認し、対応・改善策を検討した上で、運用上の重大な不備に当たるかどうか評価 2 事故・ミスの主な発生原因は、確認不足、マニュアルの不遵守などであり、単発性のものでその影響も軽微であるとして、運用上の重大な不備に当たらないと判断
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査の方法 事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価しているか等の観点から、「事件・事故報告一覧表」やヒアリングにより審査 2 審査の結果 事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続きに従って適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断

ウ 定期監査結果及びその改善状況に関する評価手続き

局長（内部統制評価部）による評価手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度定期監査における指摘事項等を対象として、指摘事項等の内容、発生原因、措置事項等について、担当部課に対しヒアリングを実施した上で、整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうか評価 2 保育所に対する補助金の交付ミスについては、単発の事務ミスであり、影響が軽微であることから、運用上の重大な不備に当たらないと判断 3 契約に係る指摘事項等2件については、運用上の重大な不備に当たると判断
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査の方法 定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置事項、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認やヒアリングを通じて審査 2 審査の結果 定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、あらかじめ定められた評価手続きに従って、適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区長（内部統制評価部局）による評価結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務省ガイドラインにより定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認 2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価 3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はないと評価
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の方法及び審査の結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査の方法 関連規程等の整備状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認 2 審査の結果 <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部統制関連規程等は、おおむね不足なく整備されており、整備上の不備はないと判断 (2) 職員に対する内部統制確保、及び規程等遵守の重要性についての意識の醸成、研修、通知等を通じた規程等の周知の取組・活動状況についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断 (3) 以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価期間中において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断 3 今後の評価報告書の改善に向けて <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価期間中の具体的な取組の明示 全庁的な内部統制の評価においては、評価期間中に、規程等が必要に応じて改訂されているか、職員に対する内部統制の重要性に関する意識の浸透や規程内容の周知が適切に行われているかが極めて重要である。今年度はこれらについてヒアリングを通じて確認したが、次年度以降は具体的に評価報告書に記載し、評価期間中の運用の有効性に係る評価根拠を評価報告書において明示することを求めたい。 4 今後の内部統制の充実に向けて <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報の適切な管理 評価項目「9-3」の個人情報等の適切な管理については、庁内職員による個人情報管理の適正の確保を念頭に評価を行っている。しかし、区が多岐にわたる業務を外部委託している状況においては、業務委託契約における個人情報保護に関する規程を全庁的な内部統制の評価項目として位置づけ、区が再（再々）委託先に対して、個人情報保護に関して実効性ある管理が可能な規程内容になっているかどうか評価することが求められる。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区長 (内部統制評価部局) による評価結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合」又は「評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合」は、内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断し、いずれにも該当しない場合には有効に整備され、運用されていると評価 2 重大な不備の定義については、総務省ガイドラインの定義を以下の通り具体化して定義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の安全・安心が脅かされる場合 ・ 社会的に広く区民が不利益を被る場合 ・ 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合 ・ 著しく区の信用を失墜させる場合 3 以上の考え方により、評価した結果は以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 足立区障がい者福祉手当の支出について、長期間にわたり手当を誤支給していたことは、区に多大な経済的損失を与えたことから運用上の重大な不備と判断 (2) 不適切な「内規」に基づく特命随意契約については、公平な競争入札が行われず、契約に対する信頼が損なわれるとともに、経済的に広く区民が損害を被る結果となったことから、運用上の重大な不備と判断。なお、「内規」は監査指摘後速やかに廃止され、評価基準日には存在しないことから、整備上の重大な不備はないと判断 (3) 競争入札において1事業者の下見積価格を予定価格として設定する不適切な処理は、複数の所属で行われ、競争入札の形骸化につながり、区や区民に大きな不利益をもたらしていることから、運用上の重大な不備と判断 (4) リスク評価対象外事務の事故・ミス21件、及び保育所に対する補助金交付事務の誤りは、確認ミスなど単発的な業務ミスであり、影響も軽微であることから、運用上の重大な不備には当たらないと判断
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の方法及び審査の結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査の方法 <p>評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、総務省の「ガイドライン」に示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制評価報告書附属資料 ・ リスク評価シート ・ 監査指摘に対する対応状況 2 審査の結果 <p>区長による評価は、総務省の「ガイドライン」に示された評価基準、足立区の重大な不備の定義に基づいて行われており、その評価結果も妥当である。したがって評価報告書における評価結果の記載は相当であると判断</p> 3 今後の内部統制の充実に向けて <p>運用上の重大な不備と評価された事務のうち、特命随意契約及び予定価格の設定の適正化については、その改善進捗状況を確実にモニタリングしていくとともに、契約制度全般の見直し・改善を着実に進めていただきたい。</p>